

2 0 2 4 年度（令和 6 年度）

福山市教育委員会会議録（第 1 1 回）

【1 月 2 0 日（月）開催】

福 山 市 教 育 委 員 会

福山市教育委員会会議録（第 1 1 回）

1 招集年月日 2025 年（令和 7 年） 1 月 2 0 日（月）
午後 2 時 0 0 分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5 名

出席又は欠席	席番	名 前
出 席	1	小 林 巧 平
出 席	2	神 原 多 恵
出 席	3	横 藤 田 晋
出 席	4	小 丸 輝 子
出 席	5	児 玉 雅 治

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤 井 紀 子
学校教育部長	亀 山 貴 治
学校教育部参与	寺 田 拓 真
教育総務課長	亀 山 聰 子
政策調整官	手 島 智 幸
学校保健課長	原 明 信

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	高 橋 香 織
教育総務課職員	矢 野 果 穂 菜

【開会時刻 午後2時00分】

小林教育長	それでは、ただいまから、2024年度（令和6年度）第11回福山市教育委員会会議を開会いたします。 ではまず初めに、日程第1 教育委員会会議録の承認についてです。2024年12月18日開催の第11回教育委員会会議録について、何かございますか。
全教育委員	（異議なし）
小林教育長	御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとし、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。 次に、日程第2 教育長報告についてです。 資料の1ページをお願いします。 12月19日から本日までの報告です。12月19日は、大谷台小学校を訪問しました。24日は、連合福山政策制度要求の回答があり、教育委員会は空調整備等の要望があり対応等の回答をしました。27日は仕事納め式、2025年1月6日は仕事納め式、夕方から教育委員の皆様と新年互例会に出席しました。8日は、エフエムふくやまのラジオ収録があり、9日は遺芳丘小学校を訪問しました。遺芳丘小学校は外国人の子どもが約20人在籍をしており、授業などを見学しました。12日は午前中、福山消防出初式、午後から2025年（令和7年）二十歳の集い、第3回福山生徒会サミットに出席しました。14日、16日は学校元気大賞部門表彰で明王台小学校、坪生小を訪問しました。17日は緑丘小学校を訪問し、本日20日は午前中校長面談、午後から第10回教育委員会会議です。報告は以上です。 ご意見、ご質問はありませんか。
全教育委員	（なし）
小林教育長	それでは、次に、日程第3議第50号 福山市就学援助費支給規則の一部改正についてを議題とします。 説明をお願いします。
亀山学校教育部長	資料の2ページをお願いします。議第50号福山市就学援助費支給規則の一部改正についてを説明します。 改正理由です。学校給食費の公会計化に伴い、就学援助費として支給される学校給食費については公金振替により当該費用に充てることができるようにするとともに、受給者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものです。 改正要旨です。1 支給方法について、就学援助費の支給は原則金銭給付としているが、公会計化する学校給食費については、就学援助費の支出を直接収入に振り替える、公金振替処理ができるものとします。

2 入学準備費の支給内容の通知について、現行は、受給者が、入学準備費を受けた後、入学する学校に届け出ることとしているが、改正後は、教育委員会が、入学する学校に支給内容を通知するものとする。就学予定者が入学準備費を受給した後、入学前に市外に転出した場合にあっては、当該就学予定者が住所又は居所を有することとなった地方公共団体の教育委員会に支給内容を通知するものとする。

3 就学援助費の返還について、2の後段の通知を行うことにより、他の地方公共団体での二重支給を防ぐことができるため、受給者に入学準備費の返還を求めないこととする。

4 就学援助費の返還について、支給の対象となるべき要件を欠くこととなったとき、又は援助費の支給を受ける必要がなくなったときは、受給者からの届出がない場合であっても、返還を命ずるものとする。

5 その他規定の文言整理をしています。

施行期日は、2025年（令和7年）4月1日です。

資料3ページに、改正内容をまとめた新旧対照表をつけています。説明は以上です。よろしくお願いします。

小林教育長

給食費の公会計化に伴う、就学援助費の手続きの変更部分を改正するものです。

ご意見、ご質問はありませんか。

横藤田委員

資料2ページの3就学援助費の返還について「2の後段の通知を行うことにより、他の地方公共団体での二重支給を防ぐことができるため、受給者に入学準備費の返還を求めないこととする。」とありますが、例えば4月に援助費を補助していたとし、その後転居することになった場合、本人には返金を求めないが、転居先の市町村から福山市が返金を受けることになるのでしょうか。

亀山学校教育部長

就学援助費の返還について、現行は、保護者が他市町へ転居した場合、福山市教育委員会に申し出て、福山市が返還を求める手続きを行うとしています。福山市に転居の連絡がない場合、転居先の市町の教育委員会で同じ入学準備金を申請し、二重申請となる状況があります。

そのため、福山市に転居の情報が入った時点で、転居先の自治体へ「福山市で就学援助費を支給済み」と通知します。各市町によって支給額は異なりますが、転居先の市町の支給額が少なかったとしても、福山市としては返還を求めないとするものです。

横藤田委員

1年間の内、転居先の市町の在住期間が福山市より長かったとしても、福山市が国からの助成金を支給するということですか。

亀山学校教育部長

その通りです。

児玉委員	入学準備金とはどれくらいですか。
亀山学校教育部長	小学校が約５万４千円、中学校が約６万円です。
小林教育長	ないようですので、お諮りします。 議第５０号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
小林教育長	御異議ないようですので、議第５０号は原案どおり可決しました。 予定しておりました議案はすべて審議いたしました。他に何かありますでしょうか。
全教育委員	(なし)
小林教育長	ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。 なお、次回の教育委員会会議は、２月１０日（月）午前１０時からを予定しています。 本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。 【閉会時刻 午前１１時３０分】